

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、
- | | |
|--------------------|--------------------|
| 「①高等学校(全日制)」 | 「②高等学校(定時制)」 |
| 「③高等学校(専攻科)」 | 「④高等学校(通信制)」 |
| 「⑤中等教育学校(後期課程)」 | 「⑥中等教育学校(専攻科)」 |
| 「⑦高等専門学校(1～3学年)」 | 「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」 |
| 「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」 | 「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」 |
| 「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」 | 「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」 |
| 「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」 | 「⑭各種学校(外国人学校)」 |
| 「⑮各種学校(その他)」 | の別を記入すること。 |

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、基準日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④～⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③のいずれかに該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(個人番号を確認できる書類又は課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ホ (2)④に該当するときは、生徒の父母の所得に関する書類を添付してください。
- ヘ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ニ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。